

J Aカードローン（約定返済型）

（平成23年12月19日現在）

商品名	J Aカードローン（約定返済型）
ご利用いただける方	当J Aの組合員の方。 ご契約時の年齢が20歳以上70歳未満の方。 前年度税込年収が原則200万円以上ある方（自営業の方は前年度税引前所得とします。） J A（他J Aを含む）との間でカードローン取引を行っていない方。 当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。 その他当J Aが定める条件を満たしている方。
資金使途	生活に必要な一切のご資金とします。
契約金額	50万円以内（ご契約額は10万円単位）とします。
契約期間	ご契約日から1年後の応答日の属する月の約定返済日（休日の場合は翌営業日）までとします。 ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当J Aがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、70歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
借入利率	当J A所定の金利とします。 なお、お借入利率は変動金利で、金利情勢等により金利を見直す場合があります。 詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	約定返済 毎月返済日（休日の場合は翌営業日）に、前月約定返済日（休日の場合は翌営業日）現在のお借入残高が1万円未満の場合は前月約定返済日現在のお借入残高を、前月約定返済日現在のお借入残高が1万円以上50万円以下の場合は1万円を返済用貯金口座からの自動引落としによりご返済いただきます。 なお、毎月返済に加えて、年2回の特定月に1～10万円の範囲内で返済額を増額することができます。 任意返済 上記返済に加え、随時に任意の金額をA T Mおよび当J Aのカードローン口座開設店舗の窓口からご入金（ご返済）することができます。 ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。
利息の計算方法	毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
担保	不要です。
保証人	当J Aが指定する保証機関（新潟県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	A T M・C Dをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または管理部（電話：025-772-3111）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県J Aバンク相談所（電話：025-224-3100）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置

	<p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当組合管理部または新潟県J Aバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会（電話：025-222-3765） そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、 山梨県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、広島県弁護士会、 愛媛弁護士会、福岡県弁護士会 また、上記の新潟県J Aバンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。 仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士 会、紛争解決センター（大阪府）、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会</p>
<p>その他</p>	<p>お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査 をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もござい ますので、あらかじめご了承ください。 その他ご不明の点がございましたら、当J Aの融資窓口までお問い合わせくださ い。</p>

注1) 組合員以外の方は、別途ご相談ください。

J A 魚沼みなみ